

項目	内容	条例制定時期	詳細	国の子ども・子育て会議・子ども・子育て会議基準検討部会での検討事項等
1	<p>支給認定基準</p> <p>内閣府令で定めるところによる教育・保育の必要量の認定基準</p>	<p>6月議会</p>	<p>■内閣府令は平成25年度末目途に発出予定</p> <p>■平成26年度下半期以降に認定事務を行うため、6月議会で条例制定</p>	<p>保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する。</p> <p>【参考】認定区分                      19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定                      19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定                      19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定                      (19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定)</p> <p>保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定する。                      ①「事由」②「区分」③「優先利用」(①、③の具体的な基準のイメージは資料6-2参照)                      認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討し、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によってただちに退所させられるようなことがないように、留意。                      ①事由                      ※具体的な基準のイメージは資料6-2参照                      ②区分                      ※具体的な基準のイメージは資料6-2参照                      「保育標準時間」の就労時間の下限については、1週当たり30時間程度                      就労以外の事由についても、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。                      新制度における保育の必要性の認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間もしくは64時間もしくは48時間から64時間の間で市町村が定める時間以上とすることを基本としてはどうか。現行、この時間以外に設定している市区町村においては、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能としてはどうか。現在、保育所に入所している児童については、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じてはどうか。</p> <p>③優先利用                      運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。</p>
2	<p>教育・保育の利用料 (条例または規則で定める)</p> <p>1～3号認定の給付費の費用・利用者負担等</p> <p>※2号・3号認定については、保育標準時間と保育短時間の2区分で定める</p>	<p>26年度終盤まで</p>	<p>■条例または規則で制定することになるが、どちらにするかは市町村の判断。</p> <p>■国では、平成25年12月までに単価表を、この表に数字が入ったものについては平成26年4～6月頃に示す予定。</p> <p>■平成26年度後半に平成27年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定させる。</p> <p>■平成26年度終盤に平成27年度予算で国の定める公定価格等を踏まえ、市町村としての給付費の費用・利用者負担等を設定</p>	<p>利用者負担の検討に当たっては、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、これまでの議論の中で整理された内容や、国会での附帯決議の内容を踏まえて検討していくことが必要。両者の整合性の確保に配慮して検討することが必要ではないか。</p> <p>【国で検討中の事項】                      1所得階層の区分数                      教育標準時間認定の所得階層の区分数は、5区分、                      保育認定の所得階層の区分数は、8区分、                      満3歳以上の子どもに係る所得階層の区分数は6区分としてはどうか。                      2所得階層区分の決定方法                      教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれについても、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。                      3利用者負担の切り替え時期について                      市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定時期が6月のため、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。                      4多子軽減の取り扱い                      同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、現行制度と同様に多子軽減を導入することとしてはどうか。                      5保育料以外の実費徴収、上乗せ徴収                      検討の必要あり                      6その他の検討事項                      低所得世帯等の減免規定の取り扱い、年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱いについても検討中。</p>

<p>3</p>	<p>特定教育・保育施設の運営基準＝確認基準 ※施設種別ごと(認定こども園(4種類)、幼稚園、保育所)に基準が必要</p>	<p>特定教育・保育施設の運営基準</p>	<p>6月議会</p>	<p>■特定教育・保育施設(認定こども園(4種類)、幼稚園、保育所)を給付対象として確認するための基準 ■施設種別ごとの基準が必要 ■内閣府令は平成25年度末日途に発出予定 ■平成27年度当初に整備されているべき特定教育・保育施設について確認手続きを行うことができるよう可能な限り6月議会において条例を制定し事業者等に周知</p>	<p>【従うべき基準】 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」 【参酌すべき基準】 上記以外の事項  【国で検討中の事項】 1利用定員 (1)利用定員の設定方法 最低数との関係、子どもの年齢との関係、保育標準時間・保育短時間区分との関係 (2)定員割れの場合の取扱い (3)定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等) (4)保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い</p>
<p>4</p>	<p>地域型保育事業の運営基準＝確認基準 ※施設種別ごと(小規模保育事業(3種類(A型(分園型)、B型(中間型)、C型(グループ型)、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)に基準が必要</p>	<p>特定地域型保育事業の運営基準</p>	<p>6月議会</p>	<p>■特定地域型保育事業(小規模保育事業(3種類(A型、B型、C型))、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)を給付対象として確認するための基準 ■事業種別ごとの基準が必要 ■内閣府令は平成25年度末日途に発出予定 ■平成27年度当初に整備されているべき特定地域型保育事業について確認手続きをおこなうことができるよう可能な限り6月議会において条例を制定し事業者等に周知</p>	<p>2運営基準 (1)利用開始に伴う基準 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約 応諾義務、定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考、支給認定証の確認、支給認定申請の援助 (2)教育・保育の提供に伴う基準 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供、子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)、連携施設との連携(地域型保育事業のみ)、上乗せ徴収等、特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い) (3)管理・運営等に関する基準 運営規程の策定、個人情報管理(秘密保持)、事故発生の防止、発生時の対応、評価、苦情処理、会計の区分、管理・運営等に関するその他の事項 (4)撤退時の基準  3業務管理体制  4情報公表 情報公表の項目、公表の方法(情報の更新頻度、報告・公表方法等)</p>
<p>5</p>	<p>放課後児童クラブの設備運営基準</p>	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準条例</p>	<p>6又は9月議会</p>	<p>■従うべき基準(従事する者及びその員数(＝指導員資格と配置基準)) ■参酌すべき基準(その他の事項＝開所時間、面積等)) ■事業の基準を定める省令・告示は平成25年度末日途に発出予定</p>	<p>【国で検討中の事項】 (1)従事する者(職員の資格)【従うべき基準】 職員の資格については、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とし、全員には資格を求めない。 (2)員数【従うべき基準】 職員は、2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とすることが適当である。 (3)児童の集団の規模【参酌すべき基準】 1つのクラブの中で、児童を複数の集団(クラス)に分けて対応する。 児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。 (4)施設設備【参酌すべき基準】 (5)開所日数【参酌すべき基準】 (6)開所時間【参酌すべき基準】 (7)その他の基準【参酌すべき基準】</p>

6	<p>地域型保育事業の認可基準</p> <p>※施設種別ごと(小規模保育事業(3種類(A型(分園型)、B型(中間型)、C型(グループ型))、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)に基準が必要</p>	<p>地域型保育事業の設備及び運営の基準条例</p>	<p>6月議会</p>	<p>■特定地域型保育事業(小規模保育事業(3種類(A型、B型、C型))、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の認可を行うための基準</p> <p>■事業種別ごとの基準が必要</p> <p>■省令基準は平成25年度末日途に発出予定</p> <p>■平成27年度当初に整備されているべき特定地域型保育事業について確認手続きを行うことができるよう可能な限り6月議会において条例を制定</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。</p> <p>◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)</p> <p>◇家庭的保育(利用定員5人以下)</p> <p>◇居宅訪問型保育</p> <p>◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)</p> <p>【国で検討中の事項】</p> <p>1職員数・資格要件</p> <p>2設備・面積基準【参酌すべき基準】</p> <p>3給食(自園調理)</p> <p>4耐火基準</p> <p>5連携施設</p>
---	---	----------------------------	-------------	--	--